

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県宇部市西平原二丁目7番1号
氏 名 株式会社三城商事
代表取締役 大城明夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 3 月 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 3 月 3 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年3月8日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県宇部市西平原四丁目 2 2 8 4 番 3

面積：63.2m²

産業廃棄物の種類：金属くず(自動車等破砕物を除く。以上1種類)

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上1種類

保管上限：21.1m³

積み上げ高さ：1m

所在地：山口県宇部市西平原四丁目 2 2 8 4 番 3

面積：135m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上2種類)、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上7種類

保管上限：187m³

積み上げ高さ：屋内保管

所在地：山口県宇部市西平原四丁目 2 2 8 5 番 1

面積：774m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類)、木くず、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上3種類

保管上限：711.6m³

積み上げ高さ：3.125m

所在地：山口県宇部市西平原四丁目 2 2 8 6 番

面積：420m²

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上9種類

保管上限：206.4m³

積み上げ高さ：1.75m